

排出事業者のための 産業廃棄物 処理委託のポイント

読んで解る



法令遵守



収集運搬



リサイクル

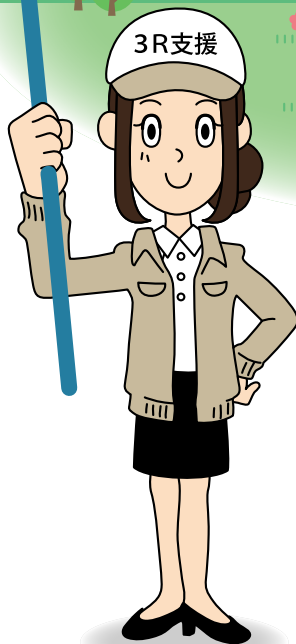


焼却



埋立

平成29年廃掃法改正に対応!



目次

はじめに	1
01 委託前の Process きほんの知識 1	
産業廃棄物の 排出事業者責任ってなに？	2
02 委託前の Process きほんの知識 2	
あなたの 事業場から排出されるのはどんなごみ？	4
Check1 廃棄物 or 有価物？	5
Check2 産業廃棄物 or 事業系一般廃棄物？	6
Check3 産業廃棄物 or 特別管理産業廃棄物？	7
Check4 廃棄物の性状や注意すべき点は？	8
03 委託時の Process 知っておきたい知識	
産業廃棄物の処理を委託するときは	10
排出・搬出の準備段階	
Step1 「委託契約書の重要性を軽んずべからず」	11
業者の選定	11
委託契約の締結	13
処理の実施段階	
Step2 「マニフェストとは“排出者責任の名札”」	15
事後確認の段階	
Step3 「処理完了を見届けよう」	20
特別編	
PCB 廃棄物は期限内の処分が義務付けられています	22
排出事業者のための 産廃適正処理 チェックリスト	24
お問合せ先一覧	25

はじめに

廃棄物処理、特に業者への処理委託の費用は、それ自身で利益を生む支出ではないため、なるべく金額を抑えたいというのが一般的な認識ではないかと思われます。しかし、経費を惜しむあまり、そして、多くの場合「排出者の責務」をはじめとする法規制の趣旨を十分に理解していないことも手伝って、知ってか知らずか、不適正な委託に陥り、不法投棄等に伴って法違反を問われてしまう排出事業者がめずらしくありません。

これまでの廃棄物処理法の改正による違反への厳罰化は、廃棄物に係る排出事業者の社会的責任が重要となってきたことの裏返しでもあります。企業の社会的信用は、一見地道に見える法令遵守を積み重ねた先にあるといってもよいのではないのでしょうか。

特に、処理委託に係る排出者責任は、収集運搬業者や中間処理業者に委ねれば、手を離れるというのではなく、「委託した廃棄物が適正に処理されることを確認するまで排出者がその責任を負い続ける」という原則を、廃棄物処理法は明確に打ち出しています。**排出者責任は簡単には消えてなくなる**のです。

志ある企業なら、社会に対して相応の責務を果たすのは当然であって、CSR*という用語を用いるまでもなく、不適正な状態に陥る前に、自らのありようを社会に示されることでしょう。また、仮にそうではなくとも、正しい処理委託で法令を遵守することは、会社の信用と皆さんご自身の身を守ることに繋がります。この冊子に整理したポイントを十分にご理解いただき、実務に活用して下さい。

CSR：企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility）



思わぬ事故を起こさないよう、廃棄物処理委託についてもしっかり点検しよう。（新幹線を点検するドクターイエロー）

産業廃棄物の 排出事業者責任ってなに？



1

排出事業者には、自らの責任において適正に処理する義務があります

「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」（廃棄物処理法第3条）と定められています（排出事業者責任）。

廃棄物の処理を他人に委託することができますが、その場合も自治体が許可した運搬業者に運搬を、同様に許可のある処分業者に処分を、それぞれ委託しなければなりません。

建設工事の場合は、発生する廃棄物の処理責任は元請けにあり、排出事業者は元請け業者となります。

2

運搬又は処分を他人に委託する場合は、「委託基準」を守り、書面で契約を交わさなければなりません

排出事業者は、廃棄物の運搬や処分を処理業者などに委託する場合は、委託基準を守ることが必要です。委託する場合には、何よりも、その廃棄物について許可を受けている運搬業者や処分業者と事前にそれぞれ委託契約書を交わすことが法律上必要です。

また、廃棄物が運搬されるまでの間、保管する場合には、廃棄物が飛散したり流出したりして周囲の環境に悪影響を及ぼさないように「保管基準」を守ることが必要です。



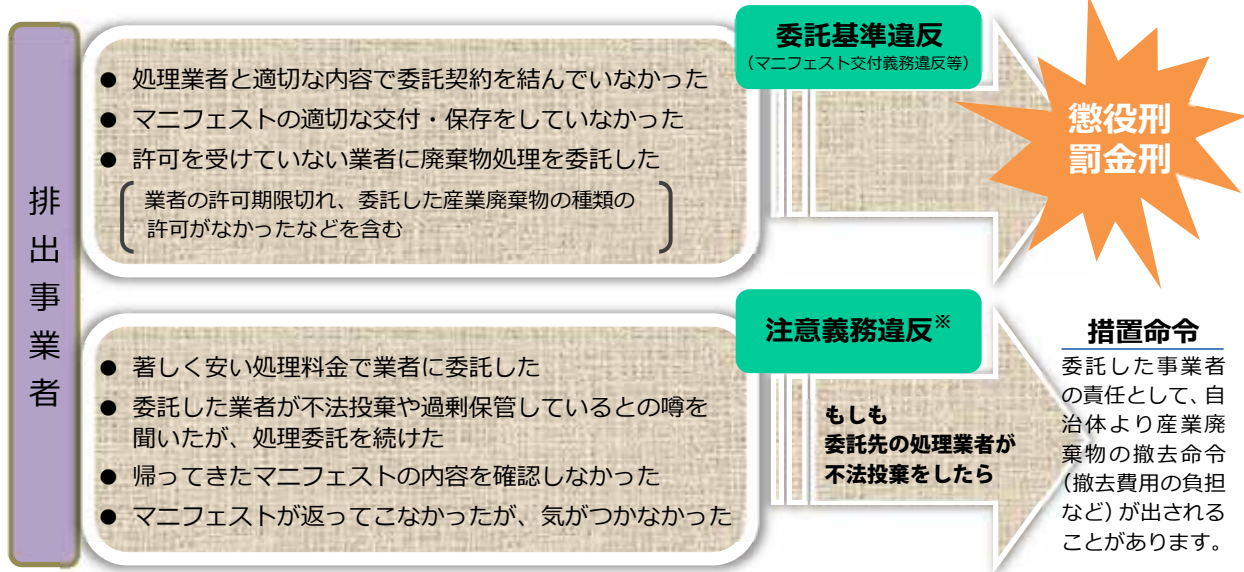
3

運搬又は処分を他人に委託し引き渡す際に、マニフェストを利用して管理しなければなりません

排出事業者は、廃棄物を厳正に管理するため、マニフェスト（産業廃棄物管理票の通称）を自らの手で交付し、更に5年間保存しなければなりません。



処理を委託しても
責任を問われる
ことがあります



※ 排出事業者は、委託基準やマニフェストなどの法令順守に加えて、産業廃棄物の発生から最終処分までの一連の処理が不適正に行われないよう、必要な措置を講ずることが求められており、これを注意義務といいます。(廃棄物処理法第 12 条第 7 項)



廃棄物処理法の主な罰則

対象となる違反行為	罰 則
不法投棄・不法焼却・無確認輸出(未遂も含む)※ 無許可営業※、無許可施設設置 事業停止命令違反、措置命令違反、無許可業者への委託	5年以下の懲役若しくは 1,000万円以下の罰金又はこれらの併科
委託基準違反、再委託基準違反、 施設改善・使用停止命令違反、改善命令違反、 施設無許可譲受け・借受け、不法投棄・不法焼却目的の収集運搬	3年以下の懲役若しくは 300万円以下の罰金又はこれらの併科
マニフェスト不交付、未記載、虚偽記載 マニフェスト保存義務違反 マニフェスト未交付による産業廃棄物の引渡し	1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
処理困難時の委託者への通知義務違反	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
帳簿義務違反、維持管理記録義務違反、 報告義務違反、虚偽報告、立入検査・収去の拒否・妨害・ 忌避	30万円以下の罰金
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の不提出 同実施状況報告の不提出	20万円以下の過料

注：上記の多くの規定については、行為者を罰することにとどまらず、法人に対しても罰金刑が科せられる(両罰規定)。中でも※については、法人に対して3億円以下の罰金刑となっている(法人重課)。

あなたの 事業場から排出されるのは どんなごみ？

事業場から不要なものが排出された時点で、それが「産業廃棄物」か「事業系一般廃棄物」か、売却できる「有価物」かに分類し、処分先や処分方法を決めましょう。廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、リサイクルできるもの、有価で売却できるものはしっかり分別することが大切です。

不要物の分類時

Check1 廃棄物 or 有価物？

P5

- 有価物なら廃棄物処理法の規制対象外※
- ※ただし「有害使用済機器」（廃棄物処理法第17条の2）は有価物であっても廃棄物処理法が適用されます。

Check2 産業廃棄物 or 事業系一般廃棄物？

P6

- 事業系一般廃棄物なら処理にあたって市町村ルールに従う

Check3 産業廃棄物 or 特別管理産業廃棄物？

P7

- それぞれ許可は別物なので注意
- 特別管理産業廃棄物がある場合は、管理責任者を置かなければならない

廃棄物の排出時

Check4 P9

廃棄物の性状や 注意すべき点は？

環境影響を与える物質等の含有、取扱上の注意事項があれば文書で通知する

**排出事業者自らが、
廃棄物の分類・性状を
把握することが重要！**

しっかり

P5

分別して適正処理
有価物は売却してコスト削減

P9

委託業者に引き渡すまで
適正に保管を

しっかり 分別して適正処理

有価物は売却してコスト削減

廃棄物の適正処理は、きちんとした分別から始まります。事業場から不要なものが発生した時点で、それが産業廃棄物か、事業系一般廃棄物か、あるいは有価で売却できるものかを排出事業者がしっかり調べ、分別します。きちんとして分別できればやるべきルールも見え、より良い処理方法や処理コストの削減にも繋がります。

それでは、「産業廃棄物」、「事業系一般廃棄物」とは何でしょうか。その前に、そもそも「廃棄物」とは何でしょうか。

Check 1 廃棄物 or 有価物？

廃棄物とは

「廃棄物」とは、法律（廃棄物処理法）では、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。

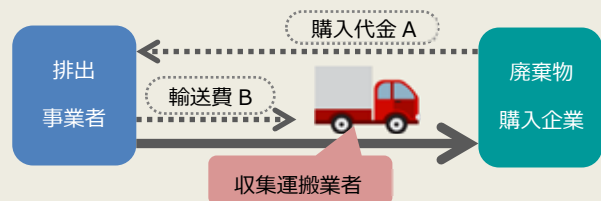
有価物とは

「有価物」とは、廃棄物とならない物、他人に買い取ってもらえる価値の有る物、経済的に価値のあるものをいいます。

注意
しよう！

でもここで注意。よくある話として、売買価格のほかに、運賃や取り扱い手数料のやりとりがあり、結果、排出者が引取り者にお金を渡すようなケース（逆有償）がありますが、これは名目を変えた処理料金に相当し、廃棄物に該当します。

逆有償(A-Bはマイナス)



やさしいようで難しい「廃棄物」の定義

廃棄物か、有価物か一見して分からない場合、どのように判断するのでしょうか。

廃棄物にあたるかどうかは、個々のケースごとに判断が必要になり、環境省は以下の観点等から総合的に判断する趣旨の指針を示しています。

- 1 物の性状
- 2 排出の状況
- 3 通常の見取りの形態
- 4 取引価値の有無
- 5 占有者の意志

左の廃棄物定義（総合判断説）の5要素は、もともと、ある裁判の最高裁判決が由来となっています。この世界ではあまりにも有名な「おから裁判」（平成11年最高裁判決）と呼ばれる裁判です。

通常は食材にもなる「おから」が産業廃棄物だなんて、一見すると不合理にも思えますが、総合判断説に立てば、同じ性状の「おから」でも状況次第であって、大量にできたもの（排出の状況）、買い手がつかないもの（取引価値の有無）などについてはお金を払って処理をお願いする必要があり、総合的に判断して廃棄物として扱われる方が、むしろ合理的ということになります。

しかし、この問題、これで終わりではなく、判決の翌年、世間のリサイクルの機運を受けていわゆる食品リサイクル法が成立しました。総合判断説によれば「取引価値の有無」は廃棄物該当性の1要因となっていますから、リサイクル品の市況によっては「おから」が加工原料として有価取引され、状況によってはこれまでの判断に変化が生じる可能性がある訳です。

Check2 産業廃棄物 or 事業系一般廃棄物？

事業活動に伴って生じる廃棄物は、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。少しややこしいのですが、区分の順番は産業廃棄物からです。何故なら、一般廃棄物の法律上の定義が「産業廃棄物以外の廃棄物」となっているからです。

産業廃棄物とは

産業廃棄物は、廃棄物処理法（施行令）で表1の20種類に定められています。このうち1～12のものは、すべてが産業廃棄物になるのに対し、13以下のものは同表の例にあるような、特定の事業活動（業種等）に該当する場合のみ産業廃棄物になります。

事業系一般廃棄物とは

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものとなります。具体的には、表2（下欄）のとおりです。一般廃棄物は、市町村によって処理のルールが定められていますので、市町村の定めに従って、適正な処理とリサイクルを進めましょう。

表1 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	例	
すべての業種に共通	1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
	2 汚泥	メッキ汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、下水汚泥
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、シンナー等廃溶剤類
	4 廃酸	廃硫酸、廃硝酸、廃塩酸、廃定着液
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん廃液、廃現像液
	6 廃プラスチック類	ビニルくず、発泡スチロールくず、合成ゴムくず
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	研磨くず、切削くず、空缶、金属スクラップ
	9 ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、レンガくず、コンクリート製造のくず
	10 鉱さい	スラグ、ノロ、廃鋳物砂
	11 がれき類	工作物の新築・改築等で発生したコンクリート破片等
	12 ばいじん	ばい煙発生施設等で発生するばいじん、集じん施設で集められたもの
特定の業種によるもの	13 紙くず	工作物の新築・改築等で発生した紙くず、パルプ・紙等製造業、印刷業、製本業、印刷物加工業で発生した紙くず
	14 木くず	工作物の新築・改築等で発生したもの、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、物流で発生した木くず、廃パレット
	15 繊維くず	工作物の新築・改築等で発生したものや繊維工業の天然繊維くず
	16 動植物性残さ	食料品・医薬品・香料製造業で原料として使用した動植物の固形状の不要物
	17 動物系固形不要物	と畜場の獣畜・食鳥に係る固形状の不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業の動物のふん尿
	19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
20 政令第13号廃棄物	上記1から19の産業廃棄物を処理したもので、1から19に該当しないもの（コンクリート固形化物等）	

表2 事業系一般廃棄物の例

紙くず	段ボール、新聞、オフィス紙、雑誌など	(商店や病院等から排出される場合)
木くず	木製の机・椅子、せん定枝など	(学校・造園業等から排出される場合)
繊維くず	天然繊維(毛布、木綿布、作業服など) ※化学繊維製品は産業廃棄物	(商店や病院等から排出される場合)
厨芥類	食品の売れ残り・食べ残し、調理くずなど	(レストラン・弁当販売店等から排出される場合)

Check3 産業廃棄物 or 特別管理産業廃棄物？

産業廃棄物については、これで分類は終わりではありません。廃棄物処理法では有害性や安全性などを考慮して、産業廃棄物の中でも特に管理が必要なものを特別管理産業廃棄物とし、産業廃棄物とは別のカテゴリーを設けて許可することとなっています。

特別管理産業廃棄物とは

特別管理産業廃棄物も廃棄物処理法（施行令）で定められています。大まかにいえば、産業廃棄物であっても特定の性状を有するもの（引火性の高い廃油、腐食性の強い廃酸・廃アルカリ、特定の有害物を含む鉱さい等）と、特定の有害物（廃 PCB 等、廃水銀等、廃石棉等）や感染性産業廃棄物などです。（表 3 参照）

特別管理産業廃棄物を生じる事業場では、廃棄物処理法（施行規則）で定める資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者の選任と帳簿の作成が必要です。

表 3 特別管理産業廃棄物の種類

種類	説明等
1. 廃油	揮発油類、灯油類、軽油類
2. 廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が 2.0 以下の廃液
3. 廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が 12.5 以上の廃液
4. 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの
5. 特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等
	PCB 汚染物
	PCB 処理物
	廃水銀等
	廃石棉等
	鉱さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ ※特定の施設や事業場から排出される産業廃棄物（処分するために処理したものを含む。）であって、その産業廃棄物の中に含まれる Cd 等の有害物質が環境省令で定める基準を超えるもの



大は小を兼ねる？

特別管理産業廃棄物は産業廃棄物よりも厳しい管理が求められるものですが、自動車免許のように、大型免許があれば普通車にも乗れるのとは違い、特別管理産業廃棄物の許可で産業廃棄物を扱うことはできません。つまり全く別のカテゴリーなのです。

なお、許可は、収集運搬と処分もそれぞれ全く別のカテゴリーとなっているので、右のように「産業廃棄物」・「特別管理産業廃棄物」及び「収集運搬」・「処分」といった組み合わせで、都合 4 つのカテゴリーがあります。

1. 産業廃棄物収集運搬
2. 産業廃棄物処分
3. 特別管理産業廃棄物収集運搬
4. 特別管理産業廃棄物処分

Check4 廃棄物の性状や注意すべき点は？

取り扱いに注意を要するものが含まれていないか確認

廃棄物の性状・成分に、特に取り扱いに注意を要するものが含まれていないか、確認が必要です。例えば水銀使用製品産業廃棄物や石綿含有産業廃棄物（含有率が0.1重量%を超えるもの）は、収集運搬、処分の際、その他の廃棄物との混合等が禁止されています。

廃棄物の性状を確認

含有される成分によっては、適正な処理を怠ると周辺環境に影響を及ぼす可能性があるものがあり、処分の方法を選択する上で、廃棄物の性状を確認することは大変重要です。

廃棄物の種類や性状等に応じた分別排出をすることが重要

排出事業者は、廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物の種類や性状等に応じた分別排出をすることが重要です。また、廃棄物の取り扱いや誤認を防ぐため、容器添付用ラベル等を容器に貼り、物質名や注意事項とともに表示することが望まれます。



廃棄物の性状等の情報提供は大切

(群馬県水道ホルムアルデヒド事件の教訓)

2012年、利根川水系の浄水場で水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出され、大規模な断水が発生する事件が発生し、調査の結果、金属加工メーカーのD社が廃棄物処理業のT社に処理委託したヘキサメチレンテトラミン（HMT）が加水分解反応し発生したものと判明しました。HMTは水質汚濁防止法、廃棄物処理法で規制されていなかったため両者への刑事責任追及は見送られたものの、D社は、水道断水による損害賠償を埼玉県等5都県の水道事業者から求められることとなりました。

D社が、排出する廃棄物の性状や取扱い上の注意点をきちんと伝えていれば、今回の事故は回避できたかもしれません。廃棄物処理法では、既にそうした委託基準（性状等を告知する義務）も定められていました。D社は、廃棄物処理法違反には問われなかったものの、民事上の損害賠償問題が生じ、また企業イメージも大きく傷つけたといえるでしょう。

－廃棄物データシート（WDS）の活用を－

廃棄物処理法では産業廃棄物の委託基準を定めており、その中で、排出事業者は適正処理のために必要な廃棄物情報を処理業者に提供することとされています。環境省はこの事件を受け、平成25年、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第2版）」を策定し、排出事業者が処理業者に提供する廃棄物データシート（WDS）の見直しを行っています。

産業廃棄物の処理委託に当たっては、このWDSを活用しましょう。

委託業者に引き渡すまで 適正に保管を

分別した廃棄物は、業者に引き渡すまでの間は、風で飛散したり他のものと混合したりしないよう適正に保管しなければなりません。

廃棄物処理法では、廃棄物を保管するための基準が定められています。

廃棄物の保管基準

- 保管場所には囲いを設け、関係者以外は立ち入れないようにすること
 - 飛散・流出・悪臭の発生が生じないよう、必要に応じて容器等を用いること
 - ねずみの生息や蚊、はえ等が発生しないようにすること
- などです。

産業廃棄物には保管場所の掲示が必要

産業廃棄物については、その種類や管理者の氏名等を記載した保管場所の掲示が必要です。
(P24 チェックリスト1 参照)。

分別や保管の方法については、処理業者ともコミュニケーションをとり、より良い分別や保管方法としていくことが大切です。適切な分別は、処理費用の削減や資源としての売却等、経済的なメリットにも繋がります。



廃棄物を自社で運搬するときは

- 収集運搬にあたって、産業廃棄物の飛散、流出や悪臭、騒音、振動によって周辺住民に迷惑を及ぼすことがないようにしなければなりません。
- 運搬車、運搬容器等は産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものにしなければなりません。
- 運搬車は、車体の両側面に産業廃棄物収集運搬者であることを表示し、定められた書面を備えつけなければなりません。

車両の両側面に産業廃棄物収集運搬車両であることを、排出事業者名を定められた方法で表示する

(みほん)



5 cm以上
産業廃棄物収集運搬車
〇〇株式会社
3 cm以上

表示の注意点

- ・見やすいこと
- ・鮮明であること
- ・両側面に表示すること
- ・識別しやすい色の文字であること

運転中、次の事項を記載した書類を常時携帯する

(みほん)



記載事項

- ・氏名又は名称及び住所
- ・産業廃棄物の種類・数量
- ・産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物の処理を委託する ときは

処理委託は、**本来自社が行うべき「廃棄物の処理」を代行してもらう行為**です。安直に業者のフォーマットに沿った委託契約を結んだり、マニフェストの交付を他人任せにすることは厳禁です。排出事業者が業者に委託して産業廃棄物を処理する際に押さえておくべきポイントを、以下のように時系列で整理し、順を追って説明します。



Step 1

P11

排出・搬出の準備段階 「委託契約書の重要性を軽んずべからず」

あらかじめ委託する処理の具体的な内容をまとめ、適切な相手と文書で約束するのが契約書の意義です。排出事業者の意図を形（書面）に残す行為であることを忘れず、内容の変更があった場合などは、覚書などでもよいので文書化しておくこと。また、契約前の準備として、処理の現地を実際に確かめておくことも重要です。

Step 2

P15

処理の実施段階 「マニフェストとは“排出者責任の名札”」

「マニフェストの交付」とは、排出者が排出する廃棄物に名札（責任）を明記し、委託契約を具体的に実行に移す行為です。排出者が自ら当然行うべきものですから、交付行為を毎回、意識付けて行えるような工夫を加えつつ、実務をルーチン化し、確実に運営しましょう。また、「廃棄物の搬出＝廃棄物処理のスタート」ということを忘れず、処理の確認をルール化しておくともよいでしょう。

Step 3

P18

事後確認の段階 「処理完了を見届けよう」

廃棄物処理のゴールは、さし当たり、排出した廃棄物が中間処理を経て最終処分場に埋め立てられるまでとなります。マニフェスト上でのフォローアップも重要です。ゴールイン（最終処分完了）を見届けましょう。そして、事後の記録まとめと保管も忘れずに。

あなたの
会社は
大丈夫

Step
1

排出・搬出の準備段階
「委託契約書の重要性を軽んずべからず」

業者の選定

委託業者の選定は、適正処理の要です。廃棄物の種類・量・性状・荷姿などに適した処理方法をあらかじめ検討し、適正な業者を選定しましょう。

業者選定は、業者の持っている許可の内容、技術的能力、最終処分までの処理工程、環境への配慮など処理の確実性や処理業者の信頼性を十分に吟味して行います。

収集運搬業者の選定

排出予定の産廃を適切に収集運搬できる許可業者（排出場所と運搬先両方の地域の許可を得ている）へ委託します。

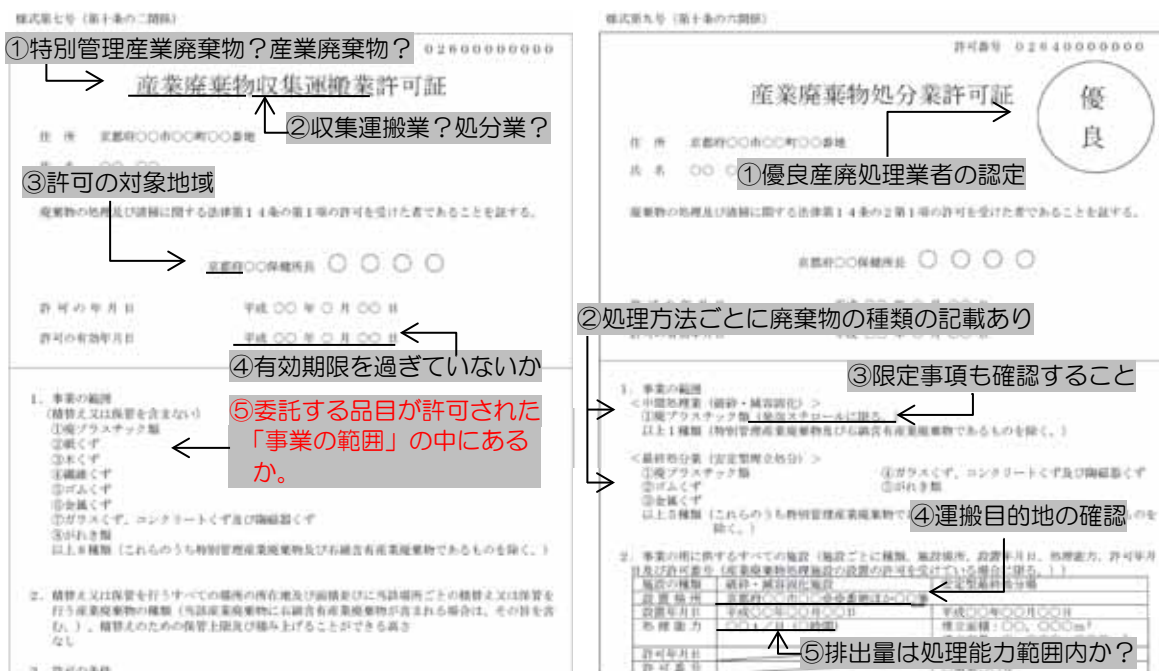
中間処理業者または最終処分業者の選定

産廃の種類、性状等を踏まえた排出予定の産廃を適切に処分できる許可業者へ委託します。

委託先業者の候補をさがす際のチェックポイント

許可証（図1参照）をしっかりと読んで、確認しましょう。

- 必要な処理権限（許可）を有しているか？（許可品目、限定事項等の確認）
- 処理施設の種類と能力は適切か？（処分業者の場合）
- 許可対象地域？（収集運搬業者の場合、排出場所と運搬先、両方の許可を得ているか）
- 許可の有効期間は切れていないか？



候補となる業者を探す際には、京都府や京都市のHPの業者リストが参考となるでしょう。
また、(公社)京都府産業廃棄物協会では、業者情報のほか、業者紹介を含めた相談に応じてくれるので、利用されるのも一案です。また、当センターでは「京都府・京都市産業廃棄物中間処理業者一覧」を作成し、無料で提供しています。

京都府産業廃棄物処理業者名簿：<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>
京都市産業廃棄物処理業許可業者名簿：<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000109763.html>
公益社団法人京都府産業廃棄物協会 産業廃棄物3R情報等提供事業(処分業者名簿)：<http://180.222.77.133/search/>
京都府・京都市産業廃棄物中間処理業者一覧 <http://www.kyoto-3rbiz.org/2015.11.13gyosya-ichiran.pdf>

また、適正処理を期待できる業者の選択基準として、優良産廃処理業者認定制度の活用も考えられますし、逆に、行政処分関連情報から許可を取消された業者かどうかの確認も重要です。



優良産廃処理業者認定制度

通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。平成22年度の廃棄物処理法改正に基づいて創設され、改正法の施行日である平成23年4月1日より運用が開始されました。認定された処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、財務内容も安定しています。

優良認定業者の情報は「優良さんばいナビ」から検索できます。
<http://www3.sanpainet.or.jp/>

優良産廃処理業者認定制度における認定を受けるために満たすべき基準

- 1 遵法性
- 2 事業の透明性
- 3 環境配慮の取組
- 4 電子マニフェスト
- 5 財務体質の健全性

平成22年の法改正により、処理を委託した産業廃棄物処理業者の施設を現地確認することが努力義務として規定されました。契約前であっても現地を訪問して、処理基準を守っているか、委託契約書・マニフェストは適切に保管されているか、場内は清潔に保たれているか、従業員の対応は丁寧か等を情報収集し、安心して処理を委託できるパートナーであるか確認するようにしましょう。

なお、現地確認を行っていない排出事業者は、不法投棄に巻き込まれてしまった場合に措置命令の対象になる可能性があります。自身の身を守るためにも、定期的に現地確認を行うようにしましょう。

Point

- 処理単価だけの見積もり合わせは大変危険！
- 許可証や実地を見て「任せてよい委託相手」かどうか確認を！

委託契約書の締結

委託先業者が選定できたら、次の3点を踏まえて、契約を交わします。

排出事業者から廃棄物発生状況を説明

種類、性状、量、希望単価、頻度、排出方法等

処理業者の状況を確認

許可の有無、処理能力、処理単価等

契約形態や配慮事項詳細について二者間で事前調整

契約内容の変更、処理不能時の扱い、法改正時の再調整など

委託契約時の重要ポイント

- 委託契約は、排出事業者と収集運搬業者、排出事業者と処分業者というように、直接二者間で行います。
- 契約は「**書面により**」行なうことが義務づけられています
- 契約書には、処理業者の許可証のコピーを必ず添付しなければなりません。



二者間契約を忘れずに！

委託契約書は、収集運搬に係るものは収集運搬業者と、中間処理については中間処理業者とそれぞれ契約（二者間契約）を交わす必要があります。廃棄物の適正処理を行い、金銭の流れを透明にするためにも三者間契約ではなく、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと個別に契約を結びましょう。

（委託契約書は、契約終了の日から5年間保存する義務があります）

表 4 委託契約書の記載事項

必要な条項	委託の種類	
	収集運搬	処 分
委託する産業廃棄物の種類	○	○
委託する産業廃棄物の数量	○	○
運搬の最終目的地	○	—
許可を受けて輸入された廃棄物を扱う場合はその旨	—	○
処分又は再生の場所の所在地	—	○
処分又は再生の方法	—	○
処分又は再生に係る施設の処理能力	—	○
最終処分の場所の所在地	—	○
最終処分の方法	—	○
最終処分施設に係る処理能力	—	○
委託契約の有効期間	○	○
委託者が受託者に支払う料金	○	○
産業廃棄物許可を受けた事業の範囲	○	○
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	○	—
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類	○	—
積替え保管場所での保管上限	○	—
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	○	—
委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	○	○
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	○	○
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	○	○
JIS C0950（電化製品の有害物）含有マークの表示に関する事項	○	○
水銀使用製品産業廃棄物や石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	○	○
その他取り扱う際に注意すべき事項	○	○
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の6項目）に変更があった場合の情報伝達に関する事項	○	○
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	○	○
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	○	○



再委託!?

廃棄物処理法では、排出者責任を明確化し、不適正処理の温床をなくすため、原則として廃棄物処理の再委託を認めていません。しかし、収集運搬業者の車両や処理業者の施設の故障など、やむを得ない場合も想定されるため、条件を定めて、再委託が可能となる場合を規定しています。ただし、その場合でも再々委託については例外なく禁止されています。

Step
2

処理の実施段階 「マニフェストとは“排出者責任の名札”」

マニフェストを利用し廃棄物の移動状況を管理することは義務

契約後、廃棄物を収集運搬業者に引き渡す際には、排出事業者は必ずマニフェストを利用し、廃棄物の移動状況を管理することが義務付けられています。

マニフェストを交付しない、記載に不備がある、運用が適切でない場合に、不法投棄が起こったときは原状回復措置命令等の行政処分の対象となります。

マニフェストは、「誰が」「いつ」記入するかも決まっている

必要な記載欄の「空欄」は無記載で違法ですし、「空欄」への先行記入は虚偽記載（違法）につながりかねない行為となります。各欄に「誰が」「いつ」記入すべきかを注意して処理しましょう。

よくある事例として、委託先業者があらかじめ必要事項を記載済みのマニフェストを準備してくる話を聞くのですが、排出者責任の明確化という法の趣旨からすると、先行記入や虚偽記載につながりかねず、適正とは言い難い処理です。

マニフェストは、廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付

マニフェストには、紙の伝票によるものと、電子マニフェスト（パソコン等を利用）の2種類があり、「運搬車ごと」「運搬先ごと」「廃棄物の種類ごと」に交付するのが原則です。

マニフェストとは「排出者責任の名札」であることを忘れず、他人任せにしない姿勢が大切です。マニフェストの記入例を図2（次ページ）に示します。

上記の点を遺漏なく行い、産業廃棄物を適切に委託するためには、車両への積込み、計量、マニフェスト交付と控えの保管等の手続きを手順も含めて決まり事にし、決まった担当者が点検確認するなど、定型化・マニュアル化する工夫が必要です。



マニフェスト違反には、重い罰則！

平成29年の廃棄物処理法改正により、マニフェスト関連の罰則が強化されました。

マニフェストは、廃棄物の移動状況を管理する大切なツールです。その記載を処理業者に任せておくのは大変危険。マニフェストの記載は排出事業者が自ら行い、立会の際には、現物とマニフェストの情報の確認をしましょう。

- 法改正により、改正前の罰則「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金」が平成30年4月以降は「1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金」と2倍に引き上げられました。
- マニフェストを交付しない、記載に不備がある、運用が不適切等の場合には、この罰則が適用されるおそれがあるとともに、もし委託先業者が不適切な処分を行った場合には、排出事業者も措置命令の対象となります。

紙マニフェスト

紙マニフェストは、複写式で7枚綴りのものが一般的です。

廃棄物と一緒に収集運搬業者に引き渡したマニフェストは、処理が終わるまで廃棄物と一緒に移動します。そして、委託した産業廃棄物の処理が終わった通知として、処理業者はマニフェストの B2 票、D 票は終了してから 10 日以内、E 票は終了した日または送付を受けた日から 10 日以内に返送します。これらをマニフェストの写しといい、排出事業者は A、B 2、D、E の 4 つの伝票を 5 年間保存することが義務付けられています。

マニフェストは、種類ごと、運搬先ごとに交付

未回収対応義務

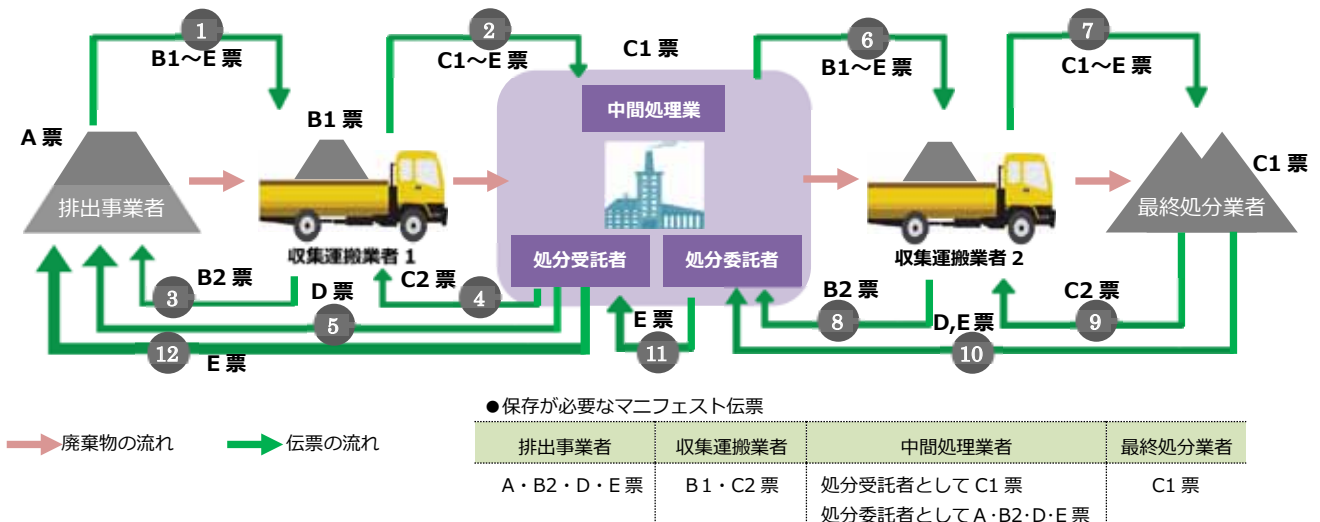
期限内（産廃 90 日、特管産廃 60 日、E 票 180 日）にマニフェストの送付を受けないときは、委託状況を把握し所管の自治体に報告

マニフェスト交付等状況報告書

毎年 6 月 30 日までに前年度分を所管の自治体に報告

マニフェストは 5 年間保存

■紙マニフェスト回付（送付）の流れ



マニフェストの A から E までの各票の回付（送付）の流れは、上図のとおりです。後でも触れますが、**排出事業者は A、B 2、D、E の 4 つの伝票を保存しなければなりません。（5 年間）** 収集運搬業者のトラックが出て行って廃棄物の処理が終わるのではなく、むしろそこから処理がスタートするのです。

■ マニフェストの記入例



太枠内は排出事業者が自ら記入しましょう！

The screenshot shows a manifest form with several sections highlighted by callouts:

- 中間処理業者の記入欄** (Intermediate Processor's Entry Field):
 - 中間処理業者が中間処理物を処理委託する際に記入 (Recorded when the intermediate processor commissions the processing of intermediate waste).
 - 中間処理業者が受託時に記入・捺印 (Recorded and stamped by the intermediate processor when accepting the commission).
 - 中間処理業者が最終処分終了後に記入 (Recorded by the intermediate processor after final disposal is completed).
- 運搬受託者の記入欄** (Transport Commissioning Party's Entry Field):
 - 運搬受託者が運搬終了時に記入 (Recorded by the transport commissioning party when transport is completed).
- 中間処理業者の記入欄** (Intermediate Processor's Entry Field):
 - 中間処理業者が処分終了時・最終処分終了時に記入 (Recorded by the intermediate processor when disposal is completed or final disposal is completed).
- 排出事業者の記入欄** (Disposer's Entry Field):
 - 排出事業者がB2票、D票、E票が返送された時点で、内容を確認し、日付を記入 (Recorded by the disposer when B2, D, and E forms are returned, after checking the content and entering the date).

記入例のとおり、マニフェストは排出事業者が運搬委託時に記入すべき欄が大半です。面倒がらずに確実に記入しましょう。

電子マニフェスト

電子マニフェストは、マニフェストの写しの送付・受取がすべて電子情報として送られ、写しの返送の確認期限が近づくと、システムから排出事業者に注意喚起し、確認漏れを防ぐことができます。したがって、回収・照会等に要する事務が紙マニフェストより大幅に削減されるほか、交付状況に関する報告も不要になります。また、法令遵守の管理上も有効な方法です。

マニフェストは、種類ごと、運搬先ごとに登録

未回収対応義務

未回収対応義務は紙マニフェストと同じだが、その情報把握は情報処理センターが代行。

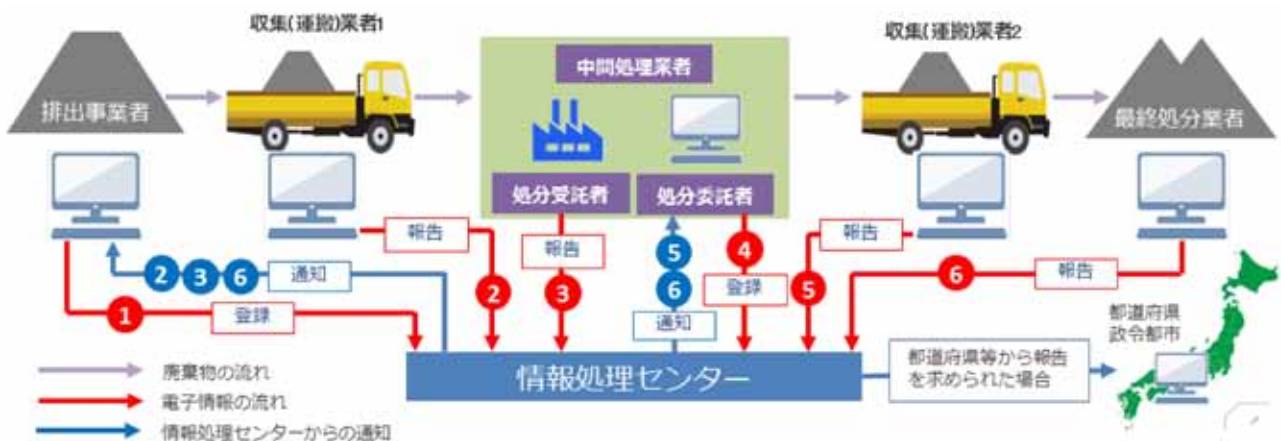
マニフェスト交付等状況報告書：情報処理センターが代行

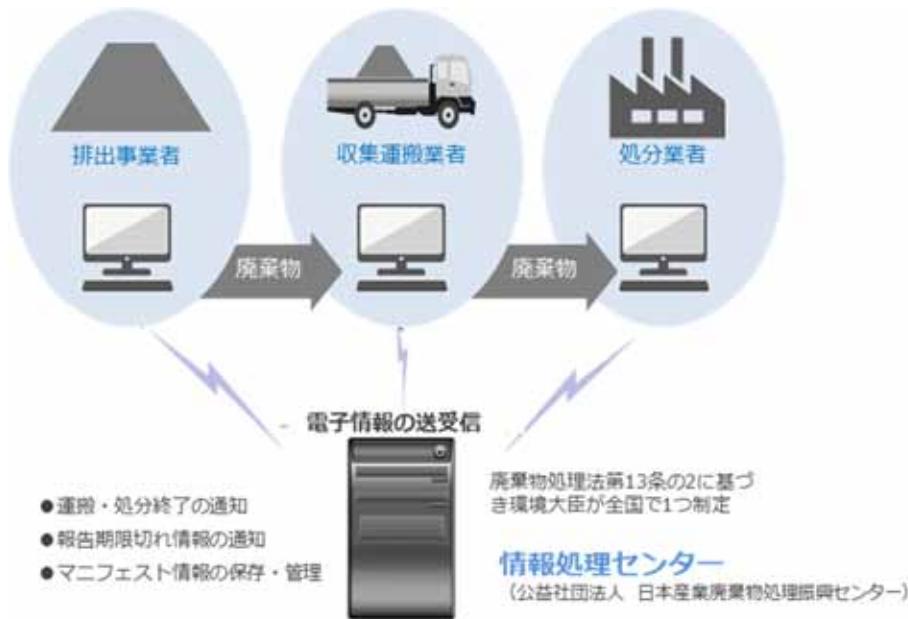
マニフェストの保存は不要

電子マニフェストを利用するためには

- 排出事業者・収集運搬業者・中間処理(処分)業者が電子情報を扱える環境（インターネットを利用できるパソコン等）を整備
- 情報処理センターへ登録（運搬業者・中間処理(処分)業者も登録が必要）
- 排出、運搬、処分の各終了後、3日以内に情報処理センターへ報告

■ 電子マニフェストの流れ





電子マニフェストのメリット

1 事務処理が簡素化

- パソコンや携帯電話により、マニフェストの登録・報告が容易
- マニフェストの保存が不要
- 過去5年間の廃棄物処理状況を簡単・迅速に確認
- 集計・加工や社内システムとの連携が、CSV（エクセル形式）を活用して可能
- 事務の効率化により人件費の削減が可能

2 法令遵守（コンプライアンス）ができる

- 記載漏れの心配がない
- 終了報告の確認期限が近づくシステムから排出事業者へ注意喚起し、確認漏れを防止

3 データの透明性を確保

- 第三者である情報処理センターがデータを管理・保管
- 情報の修正・取消の情報をシステムで管理
- 情報の修正・取消は、関係者の承認が必要で、偽造しにくい

紙マニフェストから電子マニフェストへ！

平成29年の廃棄物処理法改正により、特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を50t/年以上排出する事業者は、電子マニフェストの使用が義務づけされるようになりました。施行は平成32年4月から。電子マニフェストのメリットは様々あります。義務付けられた排出事業者は勿論、そうでない事業者も、その導入を積極的に検討しましょう。

法改正により、電子マニフェスト制度が以下の通り強化されます。

特別管理産業廃棄物(PCB廃棄物を除く。)を50t/年以上排出する事業者は、

1. 産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合は、紙マニフェストに代えて電子マニフェストの使用を義務付け、運搬受託者・処分受託者に対し、情報処理センター経由で産業廃棄物の運搬・処分が終了した旨の報告を求める
2. 産業廃棄物を引き渡した後一定の期間内に、電子マニフェストを使用して、産業廃棄物の種類、数量等を情報処理センターに登録する

Step
3

**事後確認の段階
「処理完了を見届けよう」**

収集運搬を委託して処理がスタートしたら、節目ごとの経過を確認していくことを意識しましょう。収集運搬が終わったらB2票、中間処理後はD票、最終処分終了でE票が送付されるので、送付された各票の記載内容を確認し、保管します。

マニフェストの送付期限

運搬終了報告は、運搬終了日から10日以内と決まっているので、期限経過後に送付されなければ、状況を確認する必要があります。また、右表の期限内に処理業者からマニフェストの送付を受けないときは、廃棄物処理法の規定により、その時点で排出事業者が速やかに当該委託に係る運搬又は処分の状況を把握し所管の自治体の長に報告しなければなりません。

	(普通の) 産業廃棄物	特別管理 産業廃棄物
B2・ D票	交付日から 90日	交付日から 60日
E票	交付日から 180日	交付日から 180日

マニフェストが送付されたら、記載事項を確認

マニフェストが送付されたら、自社の廃棄物が適正に処理されているか、その状況を確認しましょう。写しの内容に虚偽や不十分な記載があった場合は、排出事業者自らが把握し、処理業者への指示や催促、所管の自治体の長に報告しなければなりません。

委託契約書とマニフェストの保管、交付状況報告

委託契約書とマニフェストは5年間の保管義務があります。マニフェストは4票で1セットとして保管しましょう。また年度ごとに管理票交付状況を所管の自治体の長に報告する義務があります（電子マニフェストの場合は不要）。



不良業者に泣かされた？

平成28年1月、愛知県の食品廃棄物処理業者（D社）が、処分を委託された産業廃棄物を、食品として売却していた事実が判明。

環境省によると、D社は産業廃棄物を処分終了したというマニフェストの虚偽報告を行い、実際には受け入れた食品廃棄物を卸売事業者等に不正に販売していたとのこと。

この話題は大きく取り上げられ、D社だけでなく、処分を委託した食品関連の企業名も報道されました。不適正事案に関連した報道等により企業名が消費者に公開された場合、たとえ、適正に産業廃棄物の処理を委託していたとしても、企業のイメージや信用が低下してしまうおそれがあります。

排出事業者がこうしたトラブルに巻き込まれないための対策として、信頼できる業者へ適正に処理委託するだけでなく、委託後も現地へ赴き、処理状況を確認することが重要です。食品廃棄物等適正処理のための現地確認の方法については、京都府から「食品廃棄物適正処理がイブアック」が発行されていますので、是非ご一読ください。





現地確認の重要性

廃棄物処理法では、事業者は「産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認」を行うよう求めています(法第 12 条第 7 項)。この規定には罰則はないのですが、これを怠ると措置命令の対象となることがあるので注意が必要。

措置命令とは行政が廃棄物の撤去等を命じる行政処分で、不法投棄した処理業者が措置命令を履行できない場合、排出事業者が適正な対価を支払っていないときや「法第 12 条第 7 項(中略)の趣旨に照らし排出事業者等に支障の除去の措置をとらせることが適当であるとき」は、排出事業者が措置命令の対象となり得ます。

排出事業者の責任は大変重く、産業廃棄物が適正に処理されるときまで、その責任は免れません。

排出事業者による処理状況の確認

廃棄物処理法では、排出事業者が処理の状況に関する確認を行う旨がうたわれており、具体的な処理の態様も含め、その最後を見届けることが望ましいとされています。処理が遠隔地で行われている等の事情がある場合であっても、HP 上での事業者による情報公表等を利用して状況の把握に努めて下さい。

「自分が出した廃棄物が最後どうなっているかわからない」といった状態は厳禁です！

委託契約書の更新

委託契約書の中には、委託契約終了後もどちらかからの解約の申込みがない限り、委託契約期間終了後も自動的に契約が更新される条文が入っていることがあります。この場合、契約更新を意識的に行わないと、委託内容や、法改正による法定記載事項の変化に気づかず違法状態になってしまうことも。

自社廃棄物の種類や量が変化したり、委託先の許可内容が変わったりして、契約内容の変更が必要になる場合があります。自社廃棄物や委託先の状況についてアンテナを張り、常に適正な委託契約書となるようにしましょう。



知らないうちに法違反？

2010 年次の記事が新聞に掲載されました。污泥処理を委託していた中間処理業者に、同社の許可品目でない「ばいじん」の処理も追加して委託してしまったというのが実態と思われませんが、大企業でも廃棄物処理法の違反を犯してしまうというエピソードです。

事件の発端は P 社の不法投棄による逮捕。不法投棄した P 社が悪いのは当然ですが、これに関連して X 社の委託基準違反も浮き上がってしまいました。自社廃棄物をしっかり把握し委託契約書やマニフェスト管理を徹底していれば、こんな問題も生じなかったことでしょう。

《 X 社本社捜索…無許可業者に産廃委託の疑い 》

産業廃棄物の中間処理業者に対し、許可されていない産廃の処理を委託した疑いがあるとして、茨城県警は 16 日午前、東証 1 部上場の大手ゴム製造業 X 社の本社と同社 S 工場に廃棄物処理法違反(委託基準違反)の疑いで捜索に入った。

捜査関係者によると、S 工場は今年夏、工場から出たばいじんの混ざった污泥の処分を、ばいじん処理の許可を持たない中間処理業者 P 社=代表者の男を同法違反で起訴済み=に委託した疑いが持たれている。中間処理業者は、取り扱う廃棄物の種類ごとに都道府県知事の許可が必要で、P 社は「污泥」の許可は得ていたが、「ばいじん」の許可は得ていなかった。

同工場では 1990 年、回収した使用済みタイヤを切断してチップ状に加工し、石炭と混ぜて工場の発電用の燃料とするリサイクルシステムを導入。県警は、その過程で出たばいじん処理を、1 年以上前から P 社に委託していたとみている。(2010 年 12 月 16 日 Y 新聞より)

特別編

「PCB 廃棄物は期限内の処分が義務付けられています」

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）により、PCBの保管・使用事業者は、定められた期限内に必ず処理を行うことが義務付けられています。

PCBとは

PCB（ポリ塩化ビフェニル）は、水に溶けにくい、化学的に安定、絶縁性がよい、沸点が高いなどの性質を持ち、電気機器の絶縁油（トランス、コンデンサ、安定器等）ノーカーボン紙等様々な用途に使用されましたが、昭和43年のカネミ油症事件を契機に人体への影響が問題となり、昭和47年には製造や新たな使用が禁止されました。

平成13年のPCB特別措置法により、PCB廃棄物の期限内での処理が義務付けられました。またPCB含有電気機器を使用している事業者は、処理期限内に使用を中止し処分しなければなりません。

PCBの処理期限

京都府（京都市含む）における高濃度 PCB 廃棄物	平成 33 年（2021 年）3 月 31 日まで
低濃度（微量）PCB 廃棄物	平成 39 年（2027 年）3 月 31 日まで

PCB 廃棄物の分類と処分方法

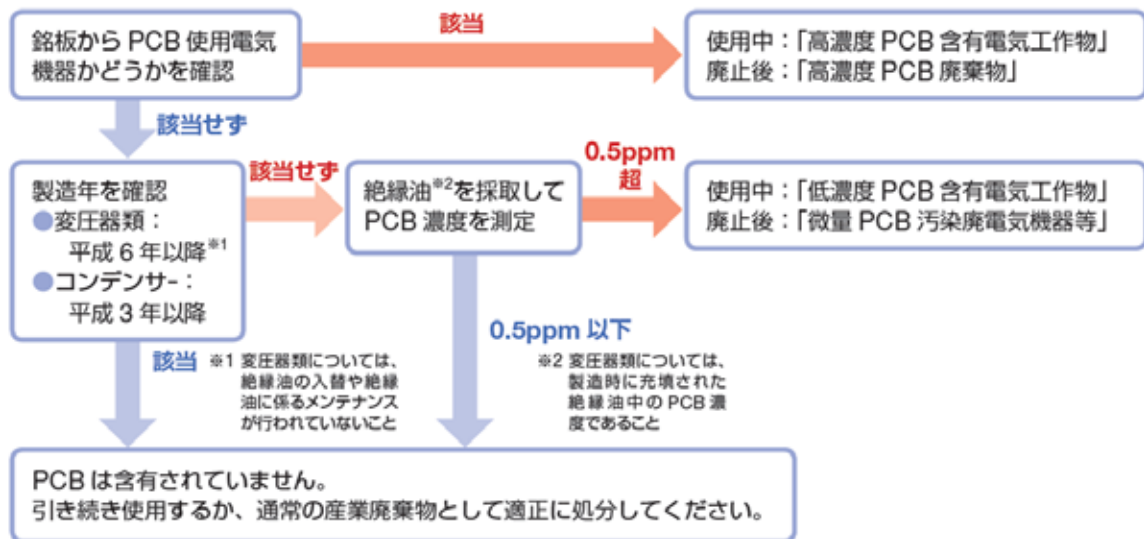
PCB 廃棄物は、PCB 濃度により「高濃度 PCB 廃棄物」と「低濃度 PCB 廃棄物」に分類されます。高濃度 PCB 廃棄物は PCB 濃度が 0.5%（=5000ppm）を越えるもの、それ以下が低濃度 PCB 廃棄物となり、いずれも特別管理産業廃棄物としての PCB 廃棄物となります。

高濃度 PCB 廃棄物は、国が 100%出資している「中間貯蔵・環境安全事業(株)」(JESCO) で処分しなければなりません。低濃度 PCB 廃棄物については、環境大臣認定の無害化認定施設か都道府県市長許可の特別管理産業廃棄物処分業者で処分することとなります。

PCB が含有されないもの（0.5ppm 以下）は、通常の産業廃棄物として処分することとなります。



■ PCB低濃度・高濃度判別基準



PCB 廃棄物の保管方法

PCB 廃棄物は、処分されるまでの間、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物保管基準に従って保管する必要があります。また、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、所管の当道府県市の長に、毎年 1 回 PCB 廃棄物の保管や処分の状況等について届出をしなければなりません。

PCB 廃棄物の保管基準

- 周囲に囲いがあること
- 見やすい箇所に掲示板を設けること
- 特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下浸透し、並びに悪臭が発散しないような措置を講じること
- ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- 他のものが混入するおそれのないように仕切りを設けること等の措置を講ずること
- 容器に入れ密封するなど、PCB の揮発の防止のための必要な措置
- PCB 廃棄物が高温にさらされないための必要な措置
- PCB 廃棄物の腐食の防止のための必要な措置

中小企業等の負担軽減措置

高濃度 PCB 廃棄物を中小企業等が処分する場合、その料金が軽減される措置があります。一定の条件を満たす中小企業者、中小企業団体及び法人にあつては 70%、個人にあつては 95%が軽減されます。詳しくは JESCO にお問合せください。

主な罰則

不法投棄	5 年以下の懲役・1000 万円以下の罰金、法人には 3 億円以下の罰金
不法な譲渡	3 年以下の懲役・1000 万円以下の罰金
期限内処分の改善・命令違反	3 年以下の懲役・1000 万円以下の罰金
保管状況の届出義務違反、虚偽の届出	6 月以下の懲役・50 万円以下の罰金

チェックリスト

1 廃棄物は搬出するまで適正に保管していますか？

- 保管場所に例のような保管場所を示す掲示板が設置されている。
- 保管場所には、囲いが設けている。
- 保管場所は整理・整頓・清潔にしている（廃棄物の飛散流出、地下浸透、悪臭、ネズミ・害虫の発生はない）。
- 廃棄物の種類ごとに保管している。
- 保管場所の最大保管高さ、保管量は適切である。

産業廃棄物保管場所掲示板の例

← 60 cm 以上 →		↑ 60 cm 以上 ↓
産業廃棄物保管場所		
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類	
管理者の氏名又は 名称及び連絡先	京都府〇〇市△△町×番地 〇〇工業株式会社 □□課 産廃 太郎 Tel △△△△-△△-△△△△	
最大保管高さ	1.8 m	

注：最大保管高さは、屋外において容器を用いずに保管する場合に表示が必要。
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨も記載。

2 処理業者の選択は適切ですか？

- 許可証（コピー）によって許可品目、有効期限、処理能力を確認している。
- 収集・運搬業者は、排出場所と処分先の両方の都道府県知事（政令市長）の許可を得ている。
- 処理施設を現地確認等し処理方法、管理状況等が適切か確認している。
- 処理料金は適切である（極端に安すぎることはない）。

3 委託契約は適切ですか？

- 収集運搬業者、処分業者のそれぞれと契約している。
- 委託契約書にはそれぞれ処理業者の許可証のコピーが添付されている。
- 記載事項はすべて正確に記載されている（契約日、契約期間、廃棄物の種類・数量、料金、運搬先、処分方法・処理能力、中間処理の場合処理後の処分先等）。
- 委託契約書は契約期間終了後 5 年保存している。
- 処理委託する産業廃棄物の性状、取り扱う際に注意すべき事項等を処理業者に情報提供している。

4 マニフェストの管理は適切ですか？

- マニフェストは、産業廃棄物を搬出するごとに、自ら交付している。
- 記載事項は正確に記載している（日付、交付者名、廃棄物の種類、数量等）。
- 処理業者から、期限内に B2 票、D 票（90 日。特管 60 日）、E 票（180 日）が戻っている。
- 返送されたマニフェストの写しで契約書どおり業者が収集運搬、処分しているか確認している。
- 処理が終了した産業廃棄物については、A 票、B2 票、D 票、E 票がすべて揃っている。
- マニフェスト（保存期間 5 年間）の保存方法が決まっている。

5 特別管理産業廃棄物の保管・委託は適切ですか？

- 他の廃棄物と混ざらないように仕切りを設けている。
- 廃酸・廃アルカリの場合、容器で密封するなど周囲の腐食を防止する対策をとっている。
- 帳簿管理を適切に行っている。
- 処理業者に廃棄物の内容を書面で十分説明している。

お問合せ先一覧

産業廃棄物に関する行政機関

廃棄物処理法の解釈、許可業者情報、産業廃棄物管理票交付状況報告書の提出など

※一般廃棄物については、各市町村の担当部署にお問合せください。

区 域		関係機関名称
		住所・電話番号
京都市	京都市域	京都市環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課 〒604-0924 京都市中京区河原町二条下ル一之船入町 384 番地ヤサカ河原町ビル 7F 075-366-1394
		京都府環境部循環型社会推進課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 075-414-4714・4717
京都府	全域 (京都市除く)	乙訓保健所 環境衛生室 環境担当 〒617-0006 向日市上植野町馬立 8 075-933-1341
	乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町)	山城北保健所 環境室 廃棄物対策担当 〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6 0774-21-2913
	山城北地域 (宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)	山城南保健所 環境衛生室 環境担当 〒619-0214 木津川市木津上戸 18-1 0774-72-4303
	山城南地域 (木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)	南丹保健所 環境衛生室 環境担当 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 0771-62-4755
	南丹地域 (亀岡市、南丹市、京丹波町)	中丹西保健所 環境衛生室 環境担当 〒620-0055 福知山市篠尾新町一丁目 91 0773-22-6382・6383
	中丹西地域 (福知山市)	中丹東保健所 環境衛生室 環境担当 〒624-0906 舞鶴市倉谷村西 1499 0773-75-1156
	中丹東地域 (舞鶴市、綾部市)	丹後保健所 環境衛生室 環境担当 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 855 0772-62-1361
丹後地域 (宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)		

その他京都府内の関係団体等

団体名	関連業務
住所・電話番号・HP アドレス NPO 法人 KES 環境機構 〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町 2 番地 京都工業会館内 075-323-6686 075-321-4767 http://www.keskyoto.org/	ゼロエミッションアドバイザー派遣事業
公益社団法人京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町 53 番地の 4 Johnson ビル 2F 075-694-3402 http://www.kyoto-sanpai.or.jp/	産業廃棄物 3R 情報提供事業

廃棄物 ゼロエミッション に取り組む企業を 応援します。

(一社)京都府産業廃棄物 3 R 支援センターは、産業廃棄物の 3 R (リデュース・リユース・リサイクル) を推進していくため、京都府内の産業界、処理業界、行政等に賛同いただき、産業廃棄物税を財源として設立されました。
本センターは、産業廃棄物の 3 R に取り組む企業の皆様を応援するため、各種支援メニューを用意しています。廃棄物ゼロエミッションは、廃棄物処理コストの削減を始め様々な経営合理化にも繋がります。今後の循環型社会を支える産業システムの創出、持続可能な社会の構築のため、本センターの事業が貢献できることを願っています。

3 R 技術開発等支援補助事業

- 補助額：50 万円以上 1,000 万円以下
研究・技術開発等分野
 補助率：補助対象経費の 2/3 又は 1/2 以内
 産業廃棄物の 3 R、その他適正な処理の促進に係る研究・技術開発補助
- 補助額：20 万円以上 100 万円以下
リサイクル施設等整備分野
 補助率：補助対象経費の 1/4 以内
 産業廃棄物のリサイクル施設等の設置補助
- 補助額：20 万円以上 100 万円以下
販路開拓分野
 補助率：補助対象経費の 1/2 以内
 環境配慮製品(自社製品)の市場調査・販路開拓補助

ゼロエミアドバイザー派遣事業

ゼロエミッションを促進しようとする企業に対し、廃棄物削減やリサイクルの取り組み方法について専門家がアドバイス。費用は無料。

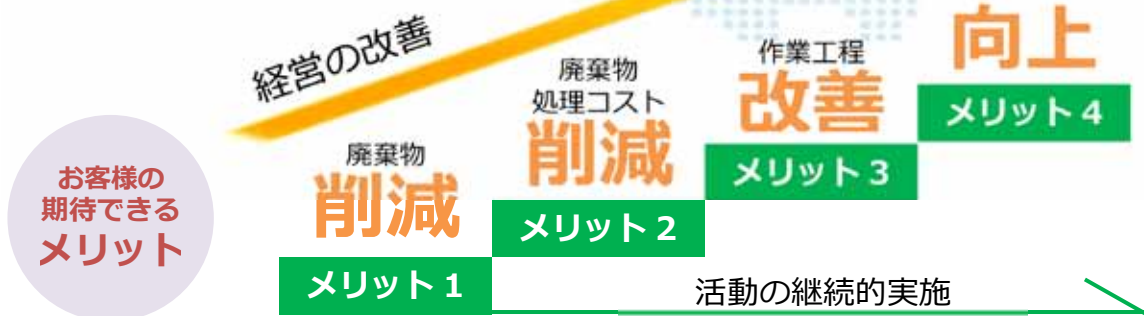
産業廃棄物 3 R 情報等提供事業

廃棄物処理やリサイクル業者の情報提供



3 R 人材育成等事業

3 R 推進マニュアル、先進事例集等の作成。
セミナー・研修会の開催。



排出事業者のための処理委託のポイント

2012 年 9 月初版発行 2018 年 4 月第 5 版発行
編集協力：京都府環境部循環型社会推進課



一般社団法人京都府産業廃棄物 3 R 支援センター

住 所：〒615-0801 京都市右京区西京極豆田町 2
T E L：075-322-0530 FAX：075-322-0529 E-mail：info@kyoto-3rbiz.org

構成 団体

行政機関

京都府
京都市

産業界

(公社)京都工業会 京都府中小企業団体中央会
京都商工会議所 (一社)長田野工業センター

処理業界

(公社)京都府
産業廃棄物協会

研究機関等

NPO 法人
KES 環境機構